重要事項説明書
（訪問看護・介護予防訪問看護）

１．事業所の概要

事　業　所　名	日本システムサービス技研株式会社 ケアまりーん横浜
所　　在　　地	〒246-0015　横浜市瀬谷区本郷４－１－１
事業所指定番号	１４６３４９０１７４号
管理者・連絡先	兼子　世那　　電話：０４５－３０４－６６３３
サービス提供地域	瀬谷区、旭区、泉区、大和市、それ以外の横浜市要相談

２．事業所の職員体制

職　種	従事するサービス内容等	人　員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	１名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	３名（常勤） １名（非常勤）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	２名（常勤）
事務職員	事務業務及び事務職務の連絡等を行います。	１名（常勤）

３．併設事業所

サービス種類	事業所名
居宅介護支援	居宅介護支援事業所　ケアまりーん横浜

４．　当事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備しています。

（１）採用時研修：採用後１カ月以内

（２）継続研修　：年２回

５．営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

（注）年末年始（12/29～1/3)、土日祭日はお休みとさせて頂きます。

ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

６．事故発生時及び緊急時等における対応方法

1. 看護職員等は、訪問看護の提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者、関係市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 看護職員等は、訪問看護の提供中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
3. 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

７．サービス内容

① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧ 終末期の看護

８．サービス利用料及び利用者負担　⇨　別紙参照

９．当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

③　訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

１０．秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後も保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

１１．虐待防止に関して

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図る。

②職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施する。

② 虐待防止に関する責任者を選定する。

④サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

１２．相談窓口、苦情対応

●　当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	（０４５）３０４－６６３３
FAX 番号	（０４５）３０１－８６８４
e-mail	info@caremarine.yokohama
担 当 者	兼子　世那
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

● その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

瀬谷区役所 高齢・障害支援課	所在地　〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 19 利用時間　平　日　午前 8:30～午後 5:00 利用方法　電　話　045-367-5714
旭区役所 高齢・障害支援課	所在地　〒241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰 1-4-12

	利用時間　平　日　午前 8:30～午後 5:00 利用方法　電　話　045-954-6061
泉区役所 高齢・障害支援課	所在地　〒241-0022 横浜市泉区和泉町 4636-2 利用時間　平　日　午前 8:30～午後 5:00 利用方法　電　話　045-800-2436
大和市役所 介護保険課	所在地　〒242-8601 大和市下鶴間 1-1 利用時間　平　日　午前 8:30～午後 5:00 利用方法　電　話　046-260-5170
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地　〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1 利用時間　平　日　午前 8:30～午後 5:15 利用方法　電　話　045-329-3400

１３．運営法人の概要

名　　称	日本システムサービス技研株式会社
代　表　者	代表取締役　城所　なる美
所在地・連絡先	〒246-0015 横浜市瀬谷区本郷４－１－１ 電話番号：（０４５）３０１－８５８８